

# 埼玉学園大学における公的研究費の不正防止計画について

平成 20 年 10 月 1 日制定

## 1. 趣旨

この不正防止計画は、「研究機関における公的研究費の監査・ガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定)の趣旨に則るとともに、埼玉学園大学における公的研究費の運営・管理に関する規程第 5 条に基づき、公的研究費の不正防止計画に関し必要な事項を定めることとする。

## 2. 計画

### (1) 研究者に対しての実施

#### ① 「確認書」の提出

研究者には、公的資金を使用する責任の重大さを自覚させ 関係ルールを遵守する旨の「確認書」の提出を求め、意識の向上を図る。

#### ② 公的研究費の適正な執行

研究者には、委託先の事務処理要領及び本学の規程等を遵守させ、公的研究費の適正な執行に努める。

### (2) 組織（機関）としての実施

#### ① 適正な執行管理

公的研究費を取り扱うルールと現場実態が乖離していないか随時見直し、適正な執行管理に努める。

#### ② モニタリングの実施

研究者及び事務職員に対し、経費の運営・執行管理についてモニタリングを実施し、実態把握に努める。

#### ③ 教職員への説明会等の実施

研究者及び事務職員に対し、公的研究費に関するルールの周知徹底を図るため、説明会・研修会等を実施し、担当者としての意識の向上を図る。

#### ④ 事務処理マニュアルの作成

公的研究費に係る「事務処理マニュアル」を作成し、事務処理の適正化及び効率化を図る。

#### ⑤ 外部講習会等への参加

相談窓口の担当事務職員には、外部の講習会等に参加させるなど事務処理能力の向上を図る。

#### ⑥ 内部監査の強化

定期的な監査の他、適宜、研究の場に赴き実地監査を行う。